

過労死促進＝残業代ゼロ法を国会上程

8時間労働制の破壊は許されない！

労基法、労働者派遣法改悪案を廃案にしよう！

4月3日(金)、安倍政権は過労死・過労うつを拡大し、残業代をゼロとする労働基準法改悪案を閣議決定し、国会に上程した。労働者派遣法改悪案に続いて労働法制を抜本的に破壊する暴挙である。決して許すことはできない。

上程された「労働基準法の一部を改正する法律案」はすでに幾度となく批判されてきたように、長時間労働による健康破壊を防止し、健全な社会生活を送ることができるように憲法によって設けられてきた労働基準を破壊するものである。いうまでもなく、労働基準法は一日の労働を8時間とし、一週間では40時間と定め、これ以上働かせる場合には労使で36協定を結ぶことを条件に、時間外労働や深夜労働、休日労働に対して割増賃金の支払いを義務づけているのである。この大原則を霧散させ、時間外労働の概念をなくして使用者は労働者を「働かせ放題」にできるというものである。日本では労基法が存在しているにもかかわらず、際限のない長時間労働が横行し、過労死・過労うつを多発させてきたのである。「過労死」が国際語となつてすでに久しいのである。また、市場原理主義・新自由主義が跋扈する中で「利益最優先」のもとに過労労災は増え続けてきているのである。

にもかかわらず政府と財界は、まず一部の労働者を対象に、この8時間労働制から除外し、今後対象者を徐々に拡大をしていこうというのである。その対象者は「高度プロフェッショナル」と名付けて出発させようとしている。年収1075万円以上の高額所得者を対象としているが、その対象は瞬く間に拡大させることは間違いない。財界では年収400万円の労働者にまで拡大したいとしているのである。

裁量労働制の対象を企画型?営業職に拡大

今回の改悪案には裁量労働制を企画業務型の範囲を営業職にも拡大するというものがある。日経新聞などではこの裁量労働制の活用を呼びかけ、財界の本音を明かしている。裁量労働制の対象者は「事業の運営に関する企画・立案・調査・分析」の職種であり、経営と一体的な労働者に限られているものを(※)

労働法制改悪反対の全国キャラバンを成功させ大きな反対世論を...

先行の米国労働環境悪化

「残業代ゼロ法案」閣議決定

政府は三日、「残業代ゼロ」制度創設や裁量労働制の対象拡大などを盛り込んだ労働基準法などの改正案を閣議決定した。国会で成立させ、二〇一六年四月施行を目指す。政府や経済界は時間に縛られず、効率的な働き方ができると強調するが、野党や労働界は長時間労働を助長すると反発している。同制度のモデルといわれるホワイトカラーエグゼンプション(W/E)を導入する米国では、長時間労働と対象拡大が問題化している。(鈴木積)

政府が「高所得プロフェッショナル」制度と名付ける「残業代ゼロ」制度は、働いた時間ではなく成果に応じて賃金を払う。そのため

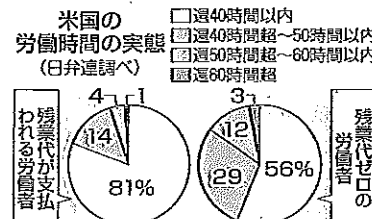
残業代のほか、深夜や休日の割増賃金が支払われなくなる。医薬品の研究開発者や金融アドバイザーなど高度専門職が対象で、具体的な

同法改正案には、労使で決めるための「みなし労働時間」を事前に定め、賃金を決める裁量労働制(企画業務型)の対象拡大も盛り込まれ、顧客企業に提案も行う営業職などが追加された。同制度の対象者は長時間労働が常態化しているといわれ、労働側は「多くの営業職が対象になりかねない」と懸念を表明する。

「残業代ゼロ」制度について政府は、仕事の進め方や休日の取得を働く本人が決められるため、能力を十分に発揮できると強調する。

しかし、同制度を先取りする米国では、労働案件の悪化が問題となっている。現地調査を行った日本弁護士連合会(日弁連)のまとめによると、米国では管理職や専門職だけでなく、アストワード店長や介護分野の労働者なども幅広く適用されている。W/Eで働くのは全労働者の約二割にあたる約二千五百万人。そのうち約六割は年収約六十万円以下で、約一割は年収約百六十万、約三十万円の収入がない。

週四十時間超働くのは、残業代が支払われる労働者で19%だが、W/Eで働く人は44%に上り、時給換算した賃金が最低賃金を下回る場合もある。適用要件を満たしていないのに、使用者に対象にされる乱用も目立ち、米政府は制度の見直しを検討している。



米国の労働時間の実態(日弁連調べ)

- 働き方制度見直しのポイント
1. 年収1075万円以上の高度専門職(労働者の平均給与の3倍を相当程度上回る額)
2. 時間ではなく成果に賃金を払う
3. 金融商品開発やアナリストなどの職種
4. 年104日以上の休日取得が終業から始業までの一定の休憩時間を設けるなどが条件
5. 月100時間超の人に医師の面接指導を義務づけ、違反には罰則
6. 希望しない人には適用しない
7. 顧客企業に提案も行う一部の営業職などに対象を拡大
8. 対象者には深夜業の回数制限などを設ける
9. 行政機関への届け出などの簡素化
10. 労働時間を3カ月単位でやりくりできるようにし子育てなどをしやすくする
11. 週50時間超の勤務には残業代を払う
12. 有休取得年5日を企業に義務づけ
13. 中小企業にも残業代を50%割り増し(2019年4月から)

適用拡大横行見直し検討
「残業代ゼロ」制度について政府は、仕事の進め方や休日の取得を働く本人が決められるため、能力を十分に発揮できると強調する。

しかし、同制度を先取りする米国では、労働案件の悪化が問題となっている。現地調査を行った日本弁護士連合会(日弁連)のまとめによると、米国では管理職や専門職だけでなく、アストワード店長や介護分野の労働者なども幅広く適用されている。W/Eで働くのは全労働者の約二割にあたる約二千五百万人。そのうち約六割は年収約六十万円以下で、約一割は年収約百六十万、約三十万円の収入がない。

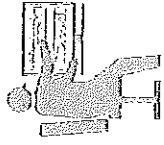
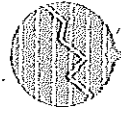
(※)顧客に企画・提案する営業職も対象者に拡大するというものである。現在、店頭販売やルート販売以外、営業職は常に顧客に企画を提案することがセットになっているのが現状である。即ち、営業外勤者の多くが対象になることは明白である。いわゆるスーパーバイザーと言われる労働者などはすべて裁量制となり、定額(低額?)の残業代によって働かされ続けるのである。そしてノルマは益々過重となり、働けば働くほど自分の首を絞めることになるのである。労働者派遣法改悪案はすでに国会に再上程されている。4月後半から5月には審議が始まろうとしている。廃案を目指して全国で大きな反対運動を創り出して行こう。今国会は集団的自衛権関連法案も上程が予定され、安倍政権によって日本社会はずたずたにされよう路している。私たちは全国各地で総力をあげて安倍政権打倒のために闘おう！

4・9けんり春闘中央総行動に結集して闘おう。(裏面も参照)

労基法などが変わる、働き方は？

「高度プロフェッショナル制度」ができる

2016年度からの規定(中小企業の割増賃金のみ2019年度)。法改正案や労働政策審議会の報告書から



裁量労働制が広がる

企業の基幹システムの提案営業といった「課題解決型」の営業職なども対象に

フレックスタイム制が広がる

仕事の繁忙期に応じて柔軟に設定できる期間を3ヶ月に延ばす

働き過ぎを防ぐ

年5日以上の有給休暇の取得を企業に義務づけ
中小企業の月60時間超分の割増賃金を、25%から50%以上に

国会に提出された労働基準法などの改正案には、「残業代ゼロ」制度だけでなく、裁量労働制の範囲拡大も盛り込まれた。長時間労働を抑える仕組みも加わっているが、働き過ぎを防げるのか、なし崩しに対象範囲が広がらないか、不安の声は多い。▼1面参照

働者すぎ不安拭えず

労基法改正案 裁量労働の拡大盛る

や打ち合わせもあり、退社は毎晩10時ごろ。会社は「出勤の時間は自己判断」とするが、朝から晩までがんじらめだった。国が示す「過労死ライン」の月80時間を超える残業が毎月続いたという。あらかじめ労使で決めた時間より長く働いても、追加の残業代が出ない裁量労働制。経営側には人件費が増えない便利な制度だ。いまはSEなどの専門職をのぞくと、企業の経営計画をつくる一部業務などに限られる。このため経済界は拡大を求めてきた。改正案では、取引先との交渉で商品やサービスを関係・販売する「課題解決型の営業」や、「工場



品管理を全社的に計画する業務」が新たに対象になる。経営者の手続きも、より簡単にする。厚生労働省によると、従来の企画型の裁量労働制で働く人は全体の0.2%、推計約1万人いる。労働時間は原則1日8時間だが、制度を使う事業所の半数近くで、実際の労働時間が1日12時間を超えている人がいるのが現状だ。

過労死遺族 反対の声

改正案には、企業に有給休暇を取らせるよう義務づけて、中小企業の残業代の割増率を引き上げたりといった働き過ぎを抑える策も含まれる。国が「高度プロフェッショナル制度」と名付けている残業代ゼロ制度の対象者には、年104日以上の休みを取らせるか、終業と始業の間に一定の時間を置かせるといった仕組みも設ける。「多様な働き方」をめざす政府の改正案だが、一部に反対は強い。全国過労死を考える家族の会(青西英子代表)、夫を亡くした経

日本労働弁護団は緊急集会を開き、残業代ゼロや裁量労働制拡大を含む法案への反対を表明した。8日、東京都千代田区

も含まれる。国が「高度プロフェッショナル制度」と名付けている残業代ゼロ制度の対象者には、年104日以上の休みを取らせるか、終業と始業の間に一定の時間を置かせるといった仕組みも設ける。「多様な働き方」をめざす政府の改正案だが、一部に反対は強い。全国過労死を考える家族の会(青西英子代表)、夫を亡くした経

験も踏まえ「働いた時間に応じた賃金が支払われなければ、無制限に働かされ過労死を招く」と話す。8日に都内で緊急集会を開いた日本労働弁護団の高木太郎弁護士は「法案を通せば長時間労働が蔓延し、労働者の生活と健康がボロボロになる」と。連合や全労連など労組も「労働者を保護する制度の根幹を揺る」などと一言に反対した。(飯内昇平、佐藤秀勇)

4月9日(木) 15けんり春闘・中央総行動に参加しよう!

中小零細企業労働者、非正規労働者に賃上げを! 最低賃金1200円を実現させよう!

労働者派遣法、労基法改悪反対! 労働者保護の労働法制を!

川内原発・高浜原発再稼働反対! 原発輸出を許すな!

沖縄の人々と連帯し、辺野古新基地建設絶対反対! 集団的自衛権関連連法案阻止!

9:00~ 東部地域総行動 日暮里駅集合~争議支援(フジビ~市進~井上眼科~NTT木下)

13:00~ 経団連要請行動 ~ 14:40 厚生労働省 ~ 15:20 郵政本社・首都高本社

18:00 15春闘勝利!総決起集会 (交通ビル 地下ホール)

19:00 千王出発 (新橋~鍛冶橋交差点)